



会 員 各 位

社団法人大阪外食産業協会
副会長・総務部門長 坂本庄治
危機管理委員長 新開徹也

緊急連絡! 気いつけや情報(Vol.42)

労務問題等に対する警察の捜査強化傾向について

派遣労働者に関する問題や、食品等の偽装問題など、企業のコンプライアンス姿勢を強制捜査によって問う記事が、従来に増して新聞の紙面に登場しています。食の偽装に関しては、昨年 11 月 16 日農林水産省と警察庁とが相互の連携を深める協定を結び、悪質な違法行為に対しては、積極的に刑事罰を科していくことにしたようです。そのこともあって、全国の警察の動きが活発になってきています。又捜査の対象は、偽装に関したものでだけではありません。警察は、労務の分野にも積極的に動く気配を示しています。これまで、労務問題への捜査には、やや消極的に見えていた警察が、積極的姿勢に転じた背景には、それなりの重い理由があるのでしょう。その 1 つは、遵守されるべき法が、営利優先のかげに置き去りにされている感が否めない、との判断をもったからではないかと思われます。

労務問題への警察による積極的な捜査が、強化されつつある卑近な実例の 1 つとして、本年 1 月下旬、次のような情報が ORA にもたらされました。

【1】企業に対する警察の強制捜査の強化

外食店舗で働く年少(18 歳未満)の高校生アルバイトを、22 時以降の深夜に就労させたとして、店舗及び企業の本部へ警察の強制捜査(捜索差押許可状～令状による捜査～)が入ったという内容です。従来であれば、この種の違反では労働基準監督署が先行調査を行なうのが通例でした。ところが、この情報事例では、警察が直接、しかも任意捜査ではなく、いきなり強制捜査を行なっており、異例のことだと言えます。

食品偽装事件と同様に、企業のコンプライアンス姿勢を正していこうとする、行政の意思のあらわれでしょう。今後、食に携わる企業の多種部門にわたって、ますます厳しさを増す懸念があり、予断を許しません。

会員企業には、今一度、労務面の見直しを早急に行なっていただき、実態調査に基づいて、是正すべきところは確実に正し、企業の良好なコンプライアンス姿勢を保つようにして下さい。

【2】年少者使用に関する労働基準法の規定概要

条項	項目	内容	罰則	
			条項	内容
第 56 条	最低年齢	使用者は児童が満 15 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない	第 118 条	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
第 57 条	証明書 備え付け	満 18 歳未満の者は、その年齢を証明する戸籍証明書を事業所に備え付けなければならない	第 120 条	30 万円以下の罰金
第 58 条	労働契約	親権者又は後見人は、未成年者に代わって、労働契約を締結してはならない		

【2】年少者使用に関する労働基準法の規定概要

条項	項目	内容	罰則	
			条項	内容
第 59 条	賃金受取り	親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代わって受け取ってはならない	第 120 条	30 万円以下の罰金
第 61 条	深夜業	満 18 歳未満の者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない(例外あり)	第 119 条	6 ヶ月以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金
第 64 条	帰郷旅費	満 18 歳に満たない者が、解雇の日から 14 日以内に帰郷する場合、使用者は必要な旅費を負担しなければならない(例外あり)	第 120 条	30 万円以下の罰金
全条項	両罰規定 (使用者・法人代表者への処罰)	この法律の違反行為した者が……事業主のために行為した代理人・使用人、その他の従業員である場合は、事業主に対しても、各本状の罰金刑を科する。 但し、事業主(法人である場合はその代表者…)が違反の防止に必要な措置をした場合において、この限りではない	第 121 条	違反行為をした者が対象となる罰則の罰金刑

【3】情報はいろんな機会に漏れる

※違法労働問題に関する情報は、いろいろな端緒から発露してしまいます。

- 内部告発
- 未成年者自身又はその家族からの申告(情報提供)
- 未成年者本人の交通違反、万引きなどの非行に対する警察の捜査
- 深夜等、徘徊、タム口、喫煙、飲酒等への警察補導

等の機会に、違法労働状態は簡単に露呈してしまうことがよくあるようです。この位のことは大丈夫だろうなどと安心せず、法遵守の意識を組織の末端にまで浸透させ、浸透状態と現場の活動実態について常にチェック機能を十分に発揮させるようにして下さい。

又、将来に備え、浸透させるために実施した施策(トップによる訓示、幹部による指示や教養の実施等)、及びチェックの実施状況は、必ず文書で残すようにすべきです。

【4】参考

- 年少者については、22 時以降の勤務にはシフト表でつけていない
- 年少者本人の承諾を得た、本人が働かせてほしいと言った
- 22 時以降の就労には、それなりの賃金を支払っている

等は、年少者(18 歳未満)を深夜に使用した違法性を阻却する理由になりません。

又、「差押状」などの令状で差し押さえられるものは、違法使用事実を裏付ける物証として、直接証明するものに限らず、間接的に証明する物まで差し押さえられます。差押えられた物から、別の事実を発掘される可能性もあることを念頭に入れておいて下さい。

○お客様とのトラブル、お客様からのクレームなど、「ORAトラブル 110 番」窓口へ、お気軽にご相談下さい。また、「気いつけや情報」のご提供もお願いします。

ご連絡先: ORA 事務局(担当/有馬)まで

【連絡先 TEL 06-6536-5575・050-5523-3433; FAX 06-6536-1075】

○「気いつけや情報」は、ORA ホームページ [URL <http://www.ora.or.jp>] でも、ご覧いただけます。